
[感染対策]

透析施設を有する診療所における C 型肝炎ウイルス 院内感染調査報告書の掲載にあたって

鈴木 満

福岡市は、平成 12 年 9 月に市内の透析診療所から C 型肝炎ウイルスによる院内感染の疑いがあるとの届出を受けて、感染源・感染経路の究明および感染拡大防止と今後の安全な透析医療確保を目的に福岡市院内感染対策委員会を設置した。同委員会は調査・検討の結果、平成 13 年 10 月 10 日付けで透析施設を有する診療所における C 型肝炎ウイルス院内感染調査報告書を公表した。以下に同報告書を掲載する。

なお、本誌掲載に当たりご快諾いただいた福岡市に衷心より感謝の意を表するものである。

本報告書の意義は、感染時期、感染源および感染経路がほぼ特定され、一部の推測が存在するものの説明しうる結論が明確に下されて院内感染予防対策の改善点が示されたことにある。また、当該診療所が事故発生後すみやかに管轄保健所に届出を行い、一貫して市の設置した院内感染対策検討委員会に全面的かつ積極的な協力をしたことが原因究明と感染経路の究明に大きく貢献した。

委員会の結論によると、平成 12 年の 7 月下旬から 8 月上旬に、患者某氏の透析開始時に静脈側シャントの凝血防止目的で使用されたアンプル内の生理食塩液が C 型肝炎ウイルスを持つ同氏の血液で汚染され、この汚染した生理食塩液で調合されたヘパリン生食が抗凝固薬として 5 名の血管に注入され C 型肝炎が発生したとされた。この結論は、一部推測によるものがあるが、あらゆる調査結果を矛盾なく説明しうるとされている。

透析医療では、感染防止対策が不可欠であることは論をまたないが、国民は医療全般に対して厳しい視線を向けている。院内感染は医療事故に連動しかねない問題でもあり、情報開示も相俟って国民は医療施設の弁解を許さない状況下にある。

特に、厚生労働省は、平成 14 年度の峻烈な診療報酬改定において、入院基本料に院内感染防止対策未実施減算と医療安全管理体制未整備減算の項を新設して、医療施設に警報を発した。

本報告書が、会員諸兄に感染防止対策の再点検と安心な透析医療を患者に提供するための貴重な資料と信じてやまない。